

# 一般社団法人 都城市北諸県郡薬剤師会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人都城市北諸県郡薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を宮崎県都城市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、宮崎県薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理及び学術的水準を高め、職能を通じて都城市及び北諸県郡の健康増進及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
  - (2) 薬剤師の職能向上に関する事業
  - (3) 地域住民の健康増進に関する事業
  - (4) 公衆衛生の普及・指導に関する事業
  - (5) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業
  - (6) 医薬品の備蓄及び流通の適正化に関する事業
  - (7) 学校保健に関する事業
  - (8) 医薬品等の試験検査に関する事業
  - (9) 医薬分業に関する事業
  - (10) 保険調剤に関する事業
  - (11) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
  - (12) 救急医療に関する事業
  - (13) 薬事情報に関する事業
  - (14) 会員の福利厚生に関する事業
  - (15) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、宮崎県内においておこなうものとする。

## 第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会は次の者から構成する。

- (1) 正会員 都城市及び北諸県郡に住所又は勤務場所を有し、本会の目的及び事業に賛同し入会した薬剤師
- (2) 賛助会員 本会の目的及び事業に賛同し入会した薬剤師でない個人及び

企業・団体

- (3) 名誉会員 薬学及び薬業の進歩発達に特に顕著な功績のあった者で、理事会の推薦により総会の承認を得たもの
  - (4) 特別会員 薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関する知識・業務経験を有するもので、本会の目的及び事業に賛同したもので、理事会で特別会員とすることを決議した者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員資格の取得）

- 第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。
- 2 正会員は、入会後宮崎県薬剤師会の会員になり、日本薬剤師会の定める資格、種別に従い日本薬剤師会の会員になるものとする。

（経費の負担）

- 第7条 本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会に置いて別に定める額（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。

（任意退会）

- 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することが出来る。

（除名）

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

（会員資格の喪失）

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
  - (2) 総会員が同意したとき。
  - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
  - (4) 正会員が宮崎県薬剤師会の身分を失ったとき。
- 2 前条により会員資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。
- 3 会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において、正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠

に達するまでの者を選任することとする。

- 4 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について他の正会員を代理人として委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出し、代理人により議決権を行使することができる。この場合においては、前3項の規定の適用については、当該正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会長は、前項の議事録に署名、又は記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

- 第19条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10名以上20名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を常務理事、1名を会計理事とする。
  - 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事及び会計理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。
- 2 会長、副会長、常務理事及び会計理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款を定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事及び会計理事は理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
  - 3 会長、副会長、常務理事及び会計理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業報告を求め、本会業務及び財産状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任免除)

第26条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第27条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議により選任し、会長が委嘱する。

3 顧問の任期は会長の就任期間とする。

4 顧問は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

5 顧問は、無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、職務を行うために要した費用について、実費相当額を支払うことができる。

6 前項の規定にかかわらず、法律的、会計的技術を有する顧問に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行監督

(3) 会長、副会長、常務理事及び会計理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会の招集は、会長が招集する。

2 会長がかけたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長がかけたとき又は会長に事故にあるときは出席した理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第7章 部会・委員会

(部会・委員会)

第34条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、必要があるときは、理事会の決議により部会・委員会を設置することができる。

2 部会・委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

## 第8章 協力機関

(日本薬剤師会・宮崎県薬剤師会等との協力)

第35条 本会は、理事会の決議により、日本薬剤師会及び宮崎県薬剤師会、他の地域薬剤師会を協力団体とすることができる。

2 本会は、協力団体と連携協力により、本会の事業を推進し、実施することができる。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第36条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第10章 会計及び資産

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の承認を受けた書類は、総会において報告するものとする。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間  
備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が書類を作成し、  
監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類に  
ついては、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他  
の書類は承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定  
款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第39条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第40条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団  
法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国  
若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第13章 補 則

(委 任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行についての必要な事項は、理事

会の決議を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において、読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長、副会長、常務理事及び理事の氏名は、次のとおりとする。

会 長	野 中 弘 幸
副 会 長	久保田 邦 彦
	野 邊 忠 浩
	稲 用 久美子
常務理事	鮫 島 正 明
会計理事	内 山 浩 一
理 事	市 來 あけみ
	西 井 克 子
	山 本 直 矢
	中 村 隆 介
	馬 場 秀 樹
	佐 澤 利 郎
	佐小田 孝 子
	多和田 一 智
	落 合 晋 介

当法人の定款のとおり相違ありません。

一般社団法人都市北諸県郡薬剤師会

代表理事 落 合 晋 介